

平成 19 年 3 月 31 日

お客様各位

株式会社ヤマダ電機

## 毎日新聞のリサイクル品換金・着服の報道について

毎日新聞大阪本社は、3月30日付一面において「ヤマダ電機 不要家電1600台横流し」の大見出しの下に「収集委託先 中古業者に」の見出しを付け、さらに「リサイクル料を着服」との中見出しを付け、あたかもヤマダ電機が会社ぐるみで不正行為をおこなったような誤解を生じかねない記事を掲載しました。これは、「事実を正しく伝える」という本来の報道機関の役割を逸脱したものです。

事実は3月28日付けの弊社のホームページに掲載したとおりであり、弊社の取引先の回収委託業者の従業員が行った事件であり、「収集委託先」が行った事ではありません。

また、本件については、事件発覚後、直ちに関係各省庁（経済産業省・環境省・警察）へ弊社から報告・届出を行い、情報提供してまいりました。新聞記事記載のような経産省から事前に弊社に対し「調査」が入った事実はありません。

また、毎日新聞社は、弊社の抗議に対して毎日新聞ホームページ掲載において、「ヤマダ電機：不要家電1600台横流し 経産省など調査」という従前の内容を「ヤマダ電機の委託業者：不要家電横流し 経産省など調査」という内容に変更しました。このことは明らかに、誤解を与えることを認識した結果の変更で有ることは明らかな事実であります。

弊社は、毎日新聞社の誤解を生じかねないこれらの記事について、正式に抗議をし、訂正・謝罪を求めています。

この事件の発覚は、そもそもは、平成18年9月25日に京都府亀岡市において弊社の子会社の配送委託先の業者のアルバイト社員2名が不法投棄事件を起こし、同年11月21日に亀岡署員に逮捕されたことに由来します。

この逮捕を契機に弊社も回収冷蔵庫の不法投棄事件を知るところとなり、発生原因を分析して即時に、弊社内で再発防止のための検討を行い、内部監査システムを見直し強化する対策をいたしました。その管理システム見直し変更の過程で、平成19年1月14日に熊谷配工センターで不明確なりサイクル品の発見をすることができ、今回の事件が発覚したものです。

事件発覚以後は、弊社のホームページに掲載しているような対応をしておりますが、関係者の皆様には、この度の報道等により、多大のご心配をかけたことについては、衷心よりお詫び申し上げます。

以上